

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第188号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年9月23日 20時00分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市六島南東方沖 六島灯台から真方位146° 1,600m付近 (概位 北緯34° 17.27' 東経133° 32.61')
事故等調査の経過	平成26年10月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 東進丸、429トン 135685、トピー海運株式会社 B 漁船 隆丸、4.8トン OY3-22147（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船尾部外板に破口等
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船長Aが単独の船橋当直につき、法定灯火を表示し、約11ノット（kn）の対地速力で、自動操舵により六島南東方沖を西南西進した。 船長Aは、操舵スタンドの後ろに置いた椅子に腰を掛け、九州の西岸を北東進する台風の進路が気になり、下を向いて避泊地のことを考えていたところ、平成26年9月23日20時00分ごろ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 船長Aは、海上保安庁に通報した後、事故発生場所付近で錨泊した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、約1.5knの速力で、手動操舵により六島南東方沖を底びき網漁のえい網を行いながら南西進した。 船長Bは、左舷船尾方に西南西進するA船の灯火を視認し、A船の動向を見ながらえい網を続けていたところ、A船が針路及び速力を変えずに接近するので、汽笛の吹鳴を続け、右舵を取ったが、B船とA船とが衝突した。 B船は、付近で操業していた僚船にえい航され、笠岡市白石島漁港に帰った。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、B船の汽笛に気付いていなかった。 船長Bは、衝突の約2～3分前から汽笛を吹鳴していた。 船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、六島南東方沖を西南西進中、船長Aが、下を向いて避泊地のことを考えており、見張りを行っていないことから、前方のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、六島南東方沖をえい網を行いながら南西進中、船長Bが、A船が針路及び速力を変えず接近するので、汽笛の吹鳴を続け、右舵を取ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、六島南東方沖において、A船が西南西進中、B船がえい網を行いながら南西進中、船長Aが、下を向いて避泊地のことを考えており、見張りを行っていないため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時適切な見張りを行うこと。